

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

【電子的診療情報連携体制整備加算とは】

・オンライン資格確認やマイナ保険証などを通じて電子的に診療情報をやりとり・活用する体制が整っている医療機関を評価するための診療報酬上の加算
・厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った際に算定できる加算

【施設基準】

1. オンライン請求を行っている
2. オンライン資格確認を行う体制を有している
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有している
4. 診療報酬明細書の無料交付・院内掲示を行っている
5. マイナンバー保険証使用率 30%以上
6. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有している
7. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、および活用して診療を行うことについて当医療機関への掲示及びホームページに掲載している

上記の体制により、令和 8 年 6 月の診療報酬改正に伴い、

令和 8 年 6 月 1 日より

初診料の算定時に 9 点・再診料の算定時に 2 点

「電子的診療情報連携体制整備加算」を月に 1 回に限り算定します

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

当院は家持あんしんネットに加入しております。詳しくは高岡市医師会HP
(<https://www.takaoka-med.org/yakamochi>)をご確認ください。